

掲示物撤去は不当！ 東京地裁に続き！ 大二運輸所分会が東京高裁でも勝利！ 行政訴訟勝利報告集会を開催！

10月8日、J R 東海労新幹線関西地本は東淀川人権文化センターにおいて、『行政訴訟（k）・組合掲示物不当撤去による支配介入事件・勝利報告集会』をJ R 東海労本部小林書記長をはじめ多くの来賓と組合員の参加により開催しました。

集会は、高岡法対部長の司会で進められ、主催者を代表して、船出委員長からは「大阪府労働委員会－中央労働委員会－東京地裁－東京高裁と連続した勝利で会社の不当性を明らかにしてきた。この勝利を確認し、秋の闘いを職場からつくりだし、加藤誠二さん・美世志会の裁判闘争勝利・早期職場復帰に向けた闘いに決起していこう」と挨拶を行いました。

J R 東海労本部を代表して、小林書記長から「当時、職場では、組合掲示物を張ればはがされていた。それを我々自身の闘いで、会社が組合掲示物を撤去できない状態をつくり出してきた。ひとつひとつ闘いをつくり、積み上げて組織を強化してきている。関西地本のこだわりを持った闘いを東海労全体に広めながら闘っていく。」と連帯の挨拶を受けました。



J R 東海労大二運輸所分会の安東副分会長から裁判闘争の経過報告、高原分会長から「最高裁で組合掲示物不当撤去で2件組合側勝利判決が出ている。行政訴訟（k）も勝利していく。そして、職場の声を汲み取り働きやすい職場を目指して闘っていく」と力強い決意表明が行われました。

裏面に集会アピールを掲載

集会アピール

9月29日、東京高等裁判所は、会社が、中央労働委員会を相手に行政命令の一部取消を求めていた裁判の控訴審（「東京高等裁判所平成21年（行コ）第134号」）に対して、会社側の訴えを退け、中労委命令を支持した東京地裁判決内容を認める組合側勝訴の判決を言い渡しました。

この事件は、2003年4月10日、会社が大阪第二運輸所分会の組合掲示板から53件の掲示物を不当撤去したと、当時山口分会長に対して通告した訓告処分等が不当労働行為にあたるとして大阪府労働委員会に救済申し立てを行ないました。その結果、労働委員会で組合側勝利の命令が発せられました。会社は、中労委命令の一部取消しを求め東京地裁へ訴え、東京高裁へも控訴審を提起しました。東京地裁は44件の掲示物の不当撤去を認め、当時山口分会長への訓告処分等による不当労働行為部分は棄却しましたが、再び東京高裁で会社側の訴えが退けられたのです。

私たちは、この間、会社が「やり得」とばかりに繰り返している掲示物不当撤去を広く社会に訴えると共に、その不当労働行為の救済を求めて闘ってきました。労働委員会への申し立てから6年、自前の労働委員会として弁護士、証人役を組合員自らが担い闘ってきました。この判決に至るまで多くの組合員との準備・打合せを重ねてきました。闘いの場を裁判所へと移してからも補助参加人として主体的に闘いを進めてきました。まさに、会社によるJR東海労への組織破壊攻撃である組合掲示物の撤去を組織の力で、会社に手を触れさせなくしてきたと言っても過言ではありません。

2008年11月25日、これまで組合掲示物不当撤去に関して車両所分会の仲間の闘ってきた事件に対し、最高裁判所が組合勝利の判断を下した決定も行いました。この度の判決も、この最高裁判所決定に後押しされるかたちでなされたものであり、会社による労働組合の弾圧である組合掲示物不当撤去に関して司法の判断が下されたのです。

この間の闘いに協力して頂いた仲間の皆さんと賛同していただいた多くの関係者の皆さんに感謝いたします。

しかし、会社からの弾圧はこれで止むことはありません。今後も反転・攻勢の闘いを職場から牽引することを明らかにし、JR総連に結集する全国の仲間と共に団結して闘っていきます。

以上

2009年10月8日

JR東海労新幹線関西地本
行政訴訟（K）高裁勝利報告集会